

5 章

退職金に対する 源泉徴収・特別徴収事務

退職金（死亡退職金は除きます）は、退職所得として所得税、住民税の課税対象となり、退職金の金額が退職所得控除額を超える場合等には、所得税（復興特別所得税を含みます）の源泉徴収と住民税の特別徴収が必要です。

なお、退職金は、社会・労働保険料の対象ではないので、原則としてこれらを控除しません。

I 所得税（復興特別所得税）の源泉徴収

1 「退職所得の受給に関する申告書」の提出がある場合

退職金に対する所得税の源泉徴収について、退職所得の受給に関する申告書の提出がある場合には、勤続年数等に応じて課税退職所得金額を計算し、これに税率を乗じて徴収税額を算定します。

(1) 退職所得控除額の計算

退職所得控除額を計算します。退職所得控除額は、勤続年数等に応じて次のようになっています。

- ① 勤続年数が20年以下である場合
40万円×勤続年数（最

低80万円）

- ② 勤続年数が20年超である場合

800万円+70万円×（勤続年数-20年）

*勤続年数の1年未満の端数は切上げ、障害者になったことに直接基因する退職は100万円加算
なお、退職所得の受給に関する申告書の様式と記載例は下を参照してください。

(2) 課税退職所得金額の計算

- ① 通常の場合

退職金の支給額から、退職所得控除額をマイナスした残額の2分の1が、課税退職所得金額となります。1,000円未満の端数は切り捨てます。

- ② 特定役員退職手当等に該当する場合

特定役員退職手当等に係る退職所得の金額には「2分の1」規定はなく、支給額から退職所得控除額をマイナスした残額が課税退職所得金額となります。1,000円未満の端数は切り捨てます。

6年12月5日 本郷 武蔵野 市郷村長 殿		6年分 退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書	
退職手当の支払者の 所在地 (住所)	〒×××-×××× 東京都文京区本郷〇-〇-〇	現住所	〒×××-×××× 東京都武蔵野市吉祥寺本町〇-〇-〇
名称 (氏名)	実業物産株式会社	氏名	松岡 祐一
法人番号 (個人番号)	※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。 5432145214321	個人番号	135791357913
		その年1月1日現在の住所	同上
このA欄には、全ての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。)			
① 退職手当等の支払を受けること なった年月日	6年11月30日	② この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間	平成14年4月1日 23年 至令和6年11月30日
A ② 退職の区分等	一般 障害	うち 特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日 年 無 自 年 月 日 年
		うち 一般勤続期間 との重複勤続期間	有 自 年 月 日 年 無 自 年 月 日 年
		うち 短期勤続期間 との重複勤続期間	有 自 年 月 日 年 無 自 年 月 日 年
		うち 短期勤続期間	有 自 年 月 日 年 無 自 年 月 日 年

なお、特定役員退職手当等とは、退職手当等のうち、次に掲げる者（役員等）としての勤続年数（役員等勤続年数）が5年以下である者が、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払いを受けるものをいいます。

- i 法人税法上の役員
 - ii 国会議員および地方公共団体の議会の議員
 - iii 国家公務員および地方公務員
- ③ 短期退職手当等に該当する場合

短期退職手当等に係る退職所得の金額については、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額が300万円以下である場合は、「2分の1」規定が適用され、300万円を超える場合は、300万円までの部分には「2分の1」規定が適用され、300万円を超える部分には「2分の1」規定は適用されません。

短期退職手当等とは、退職手当等のうち、短期勤続年数（勤続年数のうち、役員等以外の者としての勤続年数が5年以下であるもの）に対応する退職手当等として支払いを受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないものをいいます。

なお、短期退職手当等に該当する場合の規定は、令和4年分以後の所得税について適用されています。

【計算例1】

役員以外の者で勤続年数5年、退職金の収入金額1,500万円の場合の退職所得の金額は、次のように計算します。

- ① 退職所得控除額
40万円×5年=200万円
- ② 判定
1,500万円-200万円=1,300万円>300万円
- ③ 退職所得の金額
150万円+〔1,500万円-(300万円+200万円)〕
=1,150万円
- ④ 源泉徴収税額
(1,150万円×33%-1,536,000円)×102.1%
=2,306,439円

【計算例2】

勤続年数が22年8か月、退職金額が2,100万円の場合の源泉徴収税額は次のように計算します。

- ① 退職所得控除額
800万円+70万円×(23年-20年)=1,010万円
- ② 課税退職所得金額
(2,100万円-1,010万円)×1/2=545万円
- ③ 源泉徴収税額
(545万円×20%-427,500円)×102.1%
=676,412.5円→676,412円(1円未満切捨て)

2 個人番号の記載と確認

退職所得の支払いを受ける者は、退職所得の受給に関する申告書に個人番号を記載する必要があります。

個人番号の記載された退職所得の受給に関する申告書の提出を受けた場合、支払者は、受給者の個人番号カード等により、本人確認（番号確認と

■退職所得の源泉徴収税額の速算表（平成28年分～）

課税所得金額 (1,000円未満切捨て) (A)	所得税率 (B)	控除額 (C)	税額 = [(A) × (B) - (C)] × 102.1%
195万円以下	5%	0円	[(A) × 5%] × 102.1%
195万円超 330万円以下	10%	97,500円	[(A) × 10% - 97,500円] × 102.1%
330万円超 695万円以下	20%	427,500円	[(A) × 20% - 427,500円] × 102.1%
695万円超 900万円以下	23%	636,000円	[(A) × 23% - 636,000円] × 102.1%
900万円超 1,800万円以下	33%	1,536,000円	[(A) × 33% - 1,536,000円] × 102.1%
1,800万円超 4,000万円以下	40%	2,796,000円	[(A) × 40% - 2,796,000円] × 102.1%
4,000万円超	45%	4,796,000円	[(A) × 45% - 4,796,000円] × 102.1%

(注) 税額に1円未満の端数が生じた場合には切り捨てます

身元確認)を行なう必要があります。

身元確認については、雇用関係にあることなどから本人に相違ないことが明らかと判断できると認める場合は、身元確認のための書類の提示を受ける必要はありません。

番号確認については、個人番号の提供を受ける都度、行なう必要があります。

ただし、2回目以降の番号確認については、個人番号カードや通知カード等の提示を受けることが困難な場合には、初回の本人確認の際に提供を受けた個人番号の記録と照合して確認することも認められています。

3 「退職所得の受給に関する申告書」の提出がない場合

退職所得の受給に関する申告書の提出がない場合には、退職金の支払額の20.42%が源泉徴収税額となります。

この場合、勤続年数や退職所得控除額は無関係ですから、たとえば退職金が2,100万円であれば、勤続年数にかかわらず、 $2,100万円 \times 20.42\% = 428万8,200円$ が源泉徴収税額です。

4 確定申告による精算

退職所得の受給に関する申告書を提出しなかった場合には、退職金の支払額の20.42%が源泉徴収税額となります。

この場合、通常より多額の源泉徴収が行なわれるため、本人が確定申告によって精算します。

退職所得の受給に関する申告書を提出していれば、確定申告は原則として不要ですが、退職所得について源泉徴収税額があり、他の所得から扶養控除等の各種の所得控除を控除しきれなかった場合には、確定申告により還付を受けられます。

II 住民税の特別徴収

住民税を退職金や通常の給与から控除することを「特別徴収」といいます。

退職金に対する住民税の特別徴収税額は、所得税の場合と同様に、原則として「退職所得申告書」(所得税の退職所得の受給に関する申告書にあたるもので、同一の用紙で兼用)の記載内容に基づいて、次のように計算されます。

(1) 退職所得控除額の計算

勤続年数等に応じて退職所得控除額を計算します(控除額の計算方法は所得税の場合と同様)。

(2) 課税退職所得金額の計算

① 通常の場合

退職金の支給額から、退職所得控除額をマイナスした残額の2分の1が、課税退職所得金額となります。1,000円未満の端数は切り捨てます。

② 特定役員退職手当等に該当する場合

特定役員退職手当等に係る退職所得の金額には「2分の1」規定はなく、支給額から退職所得控除額をマイナスした残額が課税退職所得金額となります。1,000円未満の端数は切り捨てます。

③ 短期退職手当等に該当する場合

短期退職手当等に係る退職所得の金額については、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額が300万円を超える場合は、300万円を超える部分に「2分の1」規定は適用されません。

なお、短期退職手当等に該当する場合の規定は、令和5年度分以後の住民税に適用されています。

(3) 特別徴収税額の計算

課税退職所得金額に税率(都道府県民税4%、市区町村民税6%)を乗じた額が特別徴収税額となります。

【計算例3】

勤続年数が22年8か月、退職金額が2,100万円の場合の特別徴収税額は次のように計算します。

① 退職所得控除額

$$800万円 + 70万円 \times (23年 - 20年) = 1,010万円$$

② 課税退職所得金額

$$(2,100万円 - 1,010万円) \times 1/2 = 545万円$$

③ 特別徴収税額

- ・都道府県民税 $545万円 \times 4\% = 21万8,000円$
- ・市区町村民税 $545万円 \times 6\% = 32万7,000円$

Ⅲ 使用人としての退職金と 役員退職金を支給する場合

1 課税退職所得金額の計算

使用人としての退職金と特定役員退職手当等に該当する役員退職金を支給する場合には、①一般退職手当等に係る課税退職所得金額と、②特定役員退職手当等に係る課税退職所得金額を次のとおり分けて計算し、合計した金額が課税退職所得金額となります。

① 一般退職手当等に係る課税退職所得金額の計算

[一般退職手当等の収入金額 - (退職所得控除額 - 特定役員退職所得控除額)] × 1/2

② 特定役員退職手当等に係る課税退職所得金額の計算

特定役員退職手当等の収入金額 - 特定役員退職所得控除額

2 特定役員退職所得控除額

特定役員退職所得控除額とは、使用人としての勤続期間と役員としての勤続期間に重複する期間がない場合には、その人の勤続期間のうち特定役員等勤続年数に応じた退職所得控除額をいい、次の算式で計算します。

40万円 × 特定役員等勤続年数
(1年未満の端数切上げ)

また、使用人としての勤続期間と役員としての勤続期間に重複する期間がある場合（使用人兼務役員期間がある場合）には、次の算式で計算した金額となります。

40万円 × (特定役員等勤続年数 - 重複勤続年数) + 20万円 × 重複勤続年数

Ⅳ 同じ年に2か所以上から 退職金の支払いがあるとき

同じ年に、すでに他の会社等から退職金が支払

われている場合の源泉徴収税額・特別徴収税額は、他の会社等が支払った退職金も含めて計算しなければなりません。

その場合は、退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書に、以前に支払いを受けた退職金の額、源泉徴収・特別徴収された税額、支払年月日と勤続年数等を記入し、退職所得の源泉徴収票・特別徴収票を添付します。

同じ年に2か所以上から退職金の支払いを受けた場合の勤続年数は、それぞれの勤続期間のうち、最も長い期間によります。ただし、その最も長い期間以外の期間のうちに重複していない期間がある場合は、その重複しない部分の期間を最も長い期間に加算した期間を勤続年数とします。

なお、この勤続年数に1年に満たない端数があるときは、1年に切り上げます。

【計算例4】

令和6年中に甲社と乙社を退職し、両社から退職金の支払いがあり、勤続期間と受給した退職金等は次のとおりです。

・甲社	入社日：平成27年4月1日 退職日：令和6年3月31日 退職金支給月：令和6年5月 退職金支給額：400万円
・乙社	入社日：平成29年4月1日 退職日：令和6年7月31日 退職金支給月：令和6年9月 退職金支給額：180万円

【甲社の退職金】

- 勤続年数
平成27年4月1日～令和6年3月31日
……勤続年数は9年
- 退職所得控除額
40万円 × 9年 = 360万円
- 課税退職所得金額
(400万円 - 360万円) × 1/2 = 20万円
- 源泉徴収税額
(20万円 × 5%) × 102.1% = 1万210円

【乙社の退職金】

その年2か所目の退職金の受給となりますか

ら、乙社ではすでに支払われた甲社からの退職金も含めて源泉徴収すべき所得税額を計算します。

① 勤続年数

平成27年4月1日～令和6年7月31日
……勤続年数は9年4か月→10年

② 退職所得控除額

40万円×10年=400万円

③ 課税退職所得金額

{(400万円+180万円)-400万円}×1/2=90万円

④ 源泉徴収税額

(90万円×5%)×102.1%=4万5,945円
4万5,945円-1万210円=3万5,735円

なお、1回目の退職金に対する税額を差し引いた結果、源泉徴収すべき所得税の額がマイナスになったときは、源泉徴収をしないで退職金をそのまま支払います。

この場合、マイナスの金額の還付を受けるためには、退職金の受給者本人が後日確定申告をする必要があります。

徴収票」(所得税)、「退職所得の特別徴収票」(住民税)を作成し、退職日から1か月以内に、本人に交付する必要があります。

源泉徴収票と特別徴収票は、同一の用紙となっています(様式と記載例は下のとおり)。

なお、退職者が法人の役員(取締役、監査役、理事、監事等)であった場合には、源泉徴収票・特別徴収票を会社の所轄税務署と、退職者のその年1月1日現在の住所地の市区町村に提出しなければなりません。

源泉徴収票には、支払いを受ける者の「個人番号」と支払者の「個人番号又は法人番号」を記載して提出します。

ただし、受給者交付用の源泉徴収票については、支払いを受ける者、支払者の個人番号または法人番号は記載しません(「個人番号」「個人番号又は法人番号」の記載欄には斜線が引かれています)。

V 源泉徴収票の作成・交付

退職金を支給した場合には、「退職所得の源泉

VI 死亡退職金

死亡退職金は、死亡後に支給期が到来することになるため、死亡退職した従業員に所得税、住民税が課税されることはありません。したがって、通常の退職金のような源泉徴収も不要です。

なお、死亡退職金は、原則として相続税の課税対象とされませんが、死亡後3年を経過してから支給が確定したものについては、相続税の課税対象とならず、その支給を受けた遺族の所得税の課税対象(一時所得)となります。

令和 6 年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票					
支払を受ける者	個人番号	1 3 5 7 9 1 3 5 7 9 1 3			
	住所又は居所	東京都武蔵野市吉祥寺本町〇-〇-〇			
	令和6年1月1日の住所	同上			
氏名		(役職名) 経理部長 松岡 祐一			
区	分	支払金額	源泉徴収税額	特別徴収税額	市町村民税 道府県民税
所得税法第201条第1項第1号並びに地方税法第50条の6第1項第1号及び第328条の6第1項第1号適用分		21,000,000	676,412	327,000	218,000
所得税法第201条第1項第2号並びに地方税法第50条の6第1項第2号及び第328条の6第1項第2号適用分					
所得税法第201条第3項並びに地方税法第50条の6第2項及び第328条の6第2項適用分					
退職所得控除額		1,010	23	平成14年4月1日	令和6年11月30日
(摘要)					
支払者	個人番号又は法人番号	5 2 4 6 8 5 2 4 6 8 5 2 4 (右語で記載してください。)			
	住所(居所)又は所在地	東京都文京区本郷〇-〇-〇			
	氏名又は名称	実業物産株式会社 (電話) 03-3818-XXXX			
整理欄		①	②		

VII 退職した場合の住民税の特別徴収の取扱い

月々の給与からの住民税の特別徴収は、源泉所得税とは異なり、それぞれの従業員の住所地の市区町村から送付されてくる「特別徴収税額計算書」に基づいて控除します。

住民税は、前年の所得に基づいて計算され、6月分から翌年5月分までの給与から、年税額を12等分した金額を控除しますが、特別徴収の対象者が退職した場合には、その退職時期に応じて住民税の未納税額の取扱いが異なります。

① 1月1日～4月30日の間の退職

住民税の未納税額（5月までの分）を一括して、最後の給与または退職金から控除します。

② 5月1日～5月31日の間の退職

5月分を徴収すれば、未納税額はなくなるので、それ以上の徴収は発生しません。

③ 6月1日～12月31日の間の退職

原則として、「普通徴収」（本人が市区町村から交付される納税通知書により金融機関等で直接納付）となりますが、本人から一括徴収の申出がある場合には、未納税額（5月までの分）を一括して、最後の給与または退職金から控除できます。

また、転職先等が決まっており、そこで特別徴収を継続したい旨の申出がある場合には、すでに徴収した特別徴収税額等の必要事項を記載した「給与所得者異動届出書」を作成し、転職先等の新しい特別徴収義務者へ送付します。

転職先等の会社では、送付された給与所得者異動届出書に必要事項を記載して市区町村に提出し、市区町村から送付される特別徴収税額変更通知書に従って、住民税の控除を行いません。

ところで、住民税の年税額を12等分する際に生じた100円未満の端数は、すべて6月分に合算します。たとえば年税額が21万5,400円なら、12等分すると1万7,950円です。

この場合、7月分～5月分は100円未満を切り捨てた1万7,900円となり、6月分だけは21万

5,400円 - 1万7,900円 × 11 = 1万8,500円となります。

なお、住民税は特別徴収が原則で、会社には給与から控除する義務がありますが、小さな会社などでは控除しないこともあります。その場合には普通徴収となります。

VIII 退職所得の範囲

1 労働基準法の規定による解雇予告手当

労働基準法20条（解雇の予告）の規定により、使用者が予告をしないで解雇する場合に支払う予告手当は、退職手当等に該当します。

したがって、退職所得としての源泉徴収をすることになりますが、退職所得の受給に関する申告書の提出がある場合には、退職所得控除額以下で課税されないことが多いでしょう。

なお、住民税についても、退職金の場合と同様に特別徴収の対象となります。

2 中小企業退職金共済制度

中小企業退職金共済制度（以下「中退共」といいます）に加入している場合に、従業員が退職したときの給付は、中退共から直接本人に支払われます。その際、退職による中退共からの給付について、一時金の場合は退職所得として課税が行なわれます。退職時に、中退共からの退職金とは別に、会社からも退職金が支給される場合には、同じ年に2以上の退職手当等の支払いを受ける場合に該当するため、合算額によって退職所得に対する税額を計算します。

中退共からも退職金が支給される場合、一般的には、次のように取り扱います。

① 会社での退職手当等の支払い

従業員から、退職所得の受給に関する申告書の提出を受け、会社が直接支払う退職金については、通常どおりの源泉徴収、特別徴収を行いません。

② 中退共への手続き

従業員が、退職所得の受給に関する申告書に、会社から支払いを受けた退職金の金額等の必要事項を記入のうえ、退職所得の源泉徴収票（特別徴収票）を添付して、中退共へ退職金請求手続きを行ないます。

③ 中退共からの退職金支給

中退共では、退職金支払いの際に、会社から支払われた退職金を合算して、所定の源泉徴収、特別徴収を行ないます。

3 未払賃金の立替払い

退職した労働者が、賃金の支払の確保等に関する法律の規定によって未払賃金の立替払い（弁済）を受けた金額については、その事業主から、その退職の日において支払いを受けた退職手当等とみなされます。

この場合は、次のような点に注意する必要があります。

① 年末調整

その年分の給与等について、未払いとなっているものを含めて年末調整を行なった後、源泉徴収票の作成時までに、その退職労働者がその未払いとなっている給与等の立替払い（弁済）を受けた場合には、その弁済を受けた金額を除いたところで、年末調整のやり直し（還付）ができます。

② 確定申告

本人が、その未払いとなっている給与等の立替払い（弁済）を受けた金額を除いたところで、確定申告（確定申告後である場合には、更正の請求）により精算することができます。

③ 確認方法

年末調整のやり直しの際には、事業主は、政府から送付を受けた未払賃金の立替払いの通知書等により、その弁済金額を確認します。

また、確定申告（更正の請求）の際には、政府発行の立替払賃金支給決定通知書を添付します。

④ 退職所得

未払いの給与等の立替払い（弁済）のほかに、その退職により事業主から退職手当等の支払いを

受ける場合には、「一の勤務先を退職することにより2以上の退職手当等の支払を受けることとなる場合」に該当し、どちらか最初に支払いを受けるべき日の属する年の退職所得となります。 ◀